

総合コミュニケーション科学学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、総合コミュニケーション科学学会(以下「本会」という)と称する。

2 本会の英語名称は、Japan Society for Comprehensive Communication Scienceとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、理事会の定めるところに置く。

(目的)

第3条 本会は、総合コミュニケーション科学に関する研究及び実践を通じて総合コミュニケーション科学の発展と普及を促進し、もって人類の幸福追求に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合コミュニケーション科学に関する調査研究・啓発普及
- (2) 総合コミュニケーション科学に関わる人材育成の支援事業
- (3) 研究会・講演会・講習会などの開催
- (4) 総合コミュニケーション科学に関する奨励及び業績等の表彰
- (5) 学会誌や刊行物等の出版物の発行
- (6) 国内外の関連機関との連携・協力活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する個人
- (2) 準会員 本会の目的に賛同する個人
- (3) 学生会員 大学、大学院、短期大学、専門学校等に在籍している学生で、本会の目的に賛同する個人
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助する個人又は団体

(入 会)

第6条 本会の会員となろうとする者は、別に定める入会手続きに基づき、申し込むものとする。

(会 費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会手続きに基づき、退会届を提出して任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は本会が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上3人以内の者を副会長とする。

(選任等)

第12条 本会の役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 監査の結果を総会に報告すること。

(任期等)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員が定数の下限に満たない場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員は、別に定める手続きを経て、総会の議決により、解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 事業報告、収支決算及び事業計画、収支予算の承認
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 会員の除名
- (6) 会費額
- (7) その他運営に関する重要事項の承認

(開催)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、毎年1回事業年度の終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(議長)

第21条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は出席した会員の互選とする。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。ただし、総会に出席できない正会員は、別に定める手続きにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する委任状を提出することができ、出席したものとみなす。

(議決権等)

第23条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

2 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 役員解任
- (4) 会員の除名

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者
(委任状提出者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議長及び総会において選任された議事録署名人の署名

2 議事録は、総会后3カ月以内に、全会員に配布(電子的方法を含む)しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要ある場合には、意見をのべなければならない。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行及びその担当理事の決定
- (2) 総会に付議すべき事項の決定
- (3) 会長、副会長の選任及び解任

(開催)

第27条 理事会は会長が招集し、議長を務める。

(定足数)

第28条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。ただし、理事会に出席できない理事は、別に定める手続きにより他の理事を代理人として議決権の行使を委任する委任状を提出することができ、出席したものとみなす。

(議決権等)

第29条 理事会における議決権は、理事1人につき1個とする。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(委任状提出者がある場合には、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 会長及び副会長1名の署名
- 2 議事録は、理事会後1カ月以内に、全役員に配布(電子的方法を含む)しなければならない。

第5章 会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度に会長が作成し、理事会の議決を経て総会に付議しなければならない。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の種類を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算報告書

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(解散)

第35条 本会は、総会の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 本会が解散したときに残存する財産は、国に譲渡するものとする。

第7章 事務局

(事務局の構成)

- 第37条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な事務職員を置く。
 - 3 事務局長には、理事の1人を充てる。

(職員の任免)

- 第38条 事務職員の任免は、会長が行う。
- 2 事務職員は、有給とする。

第8章 補則

(細則)

- 第39条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立した日である 2022年3月25日 から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から 2024年3月31日 までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 2023年3月31日 までとする。

以上